（別紙）

（新旧対照表）

新	旧
小学校の臨時休校に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業実施要綱 １～２　（略） ３　事業内容 　実施主体である医療機関に勤務する職員の子が通う小学校又は特別支援学校の臨時休校措置（新型コロナウイルス感染症に起因するものに限る。）が実施されている期間であって、春休み終了日の翌日以降から令和２年１２月３１日までの期間（夏休みなどの休業日を除く。）の平日において、病院内保育所等を活用し、以下のいずれかを実施すること。 （１）新たに終日学童保育の受け入れを行う。 （２）学童保育の受け入れを午前中から行う。 ※　この事業の受け入れの対象となるのは、臨時休校となっている小学校及び特別支援学校に通う児童を指す。	小学校の臨時休校に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業実施要綱 １～２　（略） ３　事業内容 　実施主体である医療機関に勤務する職員の子が通う小学校又は特別支援学校の臨時休校措置（新型コロナウイルス感染症に起因するものに限る。）が実施されている期間であって、春休み終了日の翌日以降から令和２年９月３０日までの期間（夏休みなどの休業日を除く。）の平日において、病院内保育所等を活用し、以下のいずれかを実施すること。 （１）新たに終日学童保育の受け入れを行う。 （２）学童保育の受け入れを午前中から行う。 ※　この事業の受け入れの対象となるのは、臨時休校となっている小学校及び特別支援学校に通う児童を指す。